

厨房設備（一般住宅を含む）に関してよくある Q&A

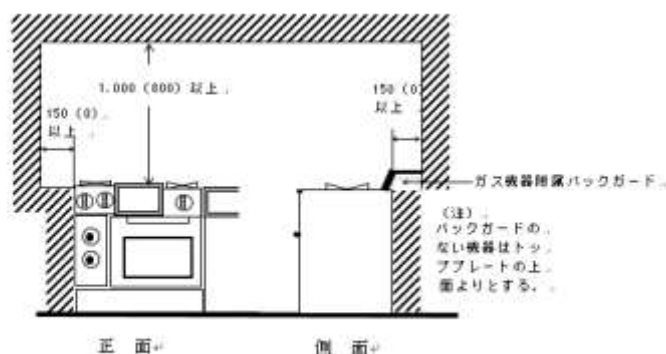
千葉県消防局予防部指導課

Q.建築物に設ける、厨房、台所のコンロ等に火災予防条例は適用されますか？

A.一般住宅を含み、調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備は、千葉県火災予防条例第3条の4の適用を受けます。

Q.コンロの周囲に必要な離隔距離を教えてください。

A.コンロと建築物等および可燃物との間にコンロ周囲 150mm(IH の場合 20mm)及び上方 1000mm の離隔を確保する必要があります。建築物等を防火構造と同等以上の防火性能とした場合については離隔距離を0とすることができます。



(注) () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

また、ガス機器がガス機器防火性能評定品である場合、下記のような表示があります。その場合は表示された離隔距離とすることができます。

ガス機器防火性能評定品銘板の例

①ガス機器

ガス機器防火性能評定品				
可燃物からの離隔距離 (cm)				
上方	側方	前方	後方	
以上	以上	以上	以上	
財団法人 日本ガス機器検査協会				

②ガス機器（側方近接）

ガス機器防火性能評定品				
可燃物からの離隔距離 (cm)				
本体周囲	上方	側方	前方	後方
		以上	以上	以上
排気吹出し口周囲	上方	側方	前方	後方
		以上	以上	以上
財団法人 日本ガス機器検査協会				

上記①、②の銘板の他、離隔距離を図で示すものもあります。

Q.不燃材料で作られたレンジフード、吊戸棚等でもコンロの上方に 1000mm の離隔距離が必要ですか？

A. 五徳から不燃材料であるレンジフード、吊り戸棚等の下端まで 800 mm以上の離隔距離を確保してください。

Q.排気ダクトの材質について教えてください。

A.排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の強度を有する不燃材料で造る必要があります。

Q.排気ダクトの接続方法について教えてください。

A.排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続としてください。

Q.排気ダクトと天井等とに必要な離隔を教えてください。

A.排気ダクト等は、可燃性の部分から 10 センチメートル以上の距離を確保してください。確保できない場合はロックウールを 50mm の厚さでダクトに巻き付ける又はそれと同等以上の遮熱処理をしてください。

Q.排気ダクトと他のダクトを接続しても大丈夫ですか？

A.排気ダクトは、他の用途のダクトと接続できませんので、直接屋外に通じるように施工してください。

Q.排気ダクトを施工する時に注意することはありますか？

A.排気ダクトは、曲り及び立下りの箇所を極力少なくしてください。

Q.排気ダクトの曲がり部分にフレキシブルダクトを使用することはできますか？

A.内面を滑らかに仕上げる必要がありますので、フレキシブルダクトの使用はできません。スパイラルダクト等を使用してください。

Q.フードやダクトの清掃は必要ですか？

A. 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内は定期的に油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理する必要があります。

※詳しい規制の内容については、「千葉市火災予防条例」を確認してください。